

静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第5号

静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び特定任期付職員業績手当とする。 (単身赴任手当) 第7条の2 (略) (特殊勤務手当) 第8条 (略)	(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び特定任期付職員業績手当とする。 (単身赴任手当) 第7条の2 (略) <u>(在宅勤務等手当)</u> 第7条の3 <u>在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。</u> (特殊勤務手当) 第8条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。